

1. <施策の概要>

基本構想	未来をひらく文化と環境のまちづくり	統括課	住民部・人権啓発課
基本計画	人権尊重と男女共同参画		
施策	男女共同参画	関連課	
方針・目標等	◆男女共同参画社会の実現 ◆多様な生き方が選択できる男女共同参画社会づくりが進んでいる		
実施内容	◆住民や関係団体や事業者などと連携した講座・啓発活動		

2. <指標の設定>

①	重点	指標	単位	他団体比較		算式・引用等	
				団体名	実績/年度		
①	○	審議会等女性割合	%	京田辺市 20.2	25	人権啓発課調べ	
②		家庭こころの相談室利用件数	件			人権啓発課調べ	
③		人権啓発講座・関連事業参加者数(男女共同参画関連のみ)	名			参加者実績	
④		女性の管理職員割合(課長級以上)	%	京田辺市 5.9	25	人権啓発課調べ	
⑤							
		H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(試算)	H27(試算)
①	目標	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	実績	23.5	23.8	27.5	28.5		
②	目標	144	144	144	144	144	144
	実績	138	133	282	305		
③	目標	185	185	185	250	250	250
	実績	214	181	212	299		
④	目標	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
	実績	8.8	8.1	10.5	10.5		
⑤	目標						
	実績						

3-1. <指標から読み取れる成果と課題>

・審議会等の女性割合は、府は平成27年度までに40%と定める中、本町は男女共同参画計画の最終年度である平成26年度までの目標値を30%と定めている。府内町村における女性割合の平均は25%であり、本町における審議会等の女性割合は着実に前進しており、行政の附属機関である審議会等での意思決定に、一定割合で女性の視点が反映されるようになった。しかし、女性委員が登用されていない審議会等もあり、全ての審議会等で女性の参入を目指す必要がある。

・男女共同参画社会推進事業の相談事業である家庭こころの相談室は、子育て支援課、福祉課、健康推進課、人権啓発課の4課の総合的な事業として、月4回毎週開設が定着した。相談内容は生き方・対人関係などメンタル面の悩みが多く、他の相談機関に当てはまらない悩みの受け皿となっている。

3-2. <住民ニーズ等を踏まえた課題・他自治体の取り組みから学べる点>

・男女共同参画社会推進については、旧来からの固定的性別役割分担意識による女性蔑視などの意識改革と、子どもの頃から男女共同参画の考え方が育つよう、教育との連携による多面的な啓発に取り組む必要がある。

・町の施策において、男女共同参画の視点を考慮した事業実施ができるよう継続的な職員研修等により男女共同参画による考え方の浸透が必要である。

・DV被害者の相談支援や窓口対応が増加している。DV被害者の9割が子どものいる家庭であることから、児童虐待対策支援の部署との協働が求められる。関係課との連携による漏れのない着実な支援が必要であり、庁内外の連携の必要がある。

4-1. <施策を構成する事業>

	重点	部門 ／事業名 ／種別／決算書説明頁	事業費(人件費含む)／事業費のみ／事業費一財 <単位:千円>					
			H22(実績)	H23(実績)	H24(実績)	H25(実績)	H26(予算)	H27(試算)
1		人権啓発課	10,025	10,221	10,958	11,554	14,135	11,861
		男女共同参画社会推進事業	1,197	1,497	1,270	1,343	3,924	1,650
		一般事業 97	870	1,497	1,270	1,343	3,924	1,650
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

4-2. <施策を構成する事業の成果と課題>

・講演会や職員研修などを継続して開催することで、男女共同参画に関する理解や認識が徐々に深まっている。今後は、広く住民の参加を募るため、身近な話題や関心を引く題材を考慮し、実施する必要がある。また、時代の流れや、国や府の施策に沿ったテーマを絞った講座では、開催時間や曜日を考慮し対象とする方たちが参加しやすい状況を作る必要がある。

・家庭こころの相談室での相談ケースにおいて、町や他の機関との連携が必要な場合において、スムーズな連携が可能となるよう、日常的な連絡調整を行う必要がある。

5. <施策の今後の方向性>

・DV被害者支援について、児童虐待に係る対応協議を実施している要保護児童対策協議会の庁内関係課との連携を強化するとともに、その他の関係課との連携の仕組みを検討する。また警察、保健所、児童相談所、家庭支援総合センターといった外部機関との連携についても検討する。

・男女共同参画社会を実現するため、精華町男女共同参画計画と、精華町男女共同参画推進条例をもとに、町、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者が主体的に取り組み、相互連携・協働を図る。